

(別紙) 令和3年度認定こども園くるみ保育料

① 1号認定（教育認定）・2号認定（保育認定）を受けた子どもの保育料

認定区分	徴収基準額	
	保育標準時間	保育短時間
1号認定・2号認定〔その年度の4月1日時点で満3歳に達している者〕	0円	0円

② 2号認定（保育認定）〔その年度の4月1日時点で満3歳に達していない者〕及び3号認定（保育認定）を受けた子どもの保育料

世帯の階層区分		徴収基準額	
階層区分	定義	保育標準時間	保育短時間
第1階層	生活保護世帯	0円	0円
第2階層	町民税非課税世帯	0円	0円
第3階層	町民税所得割課税額 48,600円未満	9,750円	9,650円
第4階層	町民税所得割課税額 48,600円以上 57,700円未満	15,000円	14,800円
	町民税所得割課税額 57,700円以上 97,000円未満	15,000円	14,800円
第5階層	町民税所得割課税額 97,000円以上 169,000円未満	22,250円	21,950円
第6階層	町民税所得割課税額 169,000円以上 301,000円未満	30,500円	30,050円
第7階層	町民税所得割課税額 301,000円以上	40,000円	39,400円

③ 特別保育料

預かり保育料		延長保育料			一時保育料		
1時間当たり		1時間当たり			半日当たり（4時間）		
3歳	4歳以上	3歳未満	3歳	4歳以上	3歳未満	3歳	4歳以上
					800円	500円	460円
130円	120円	200円	130円	120円	1日当たり（8時間）		
					3歳未満	3歳	4歳以上
					1,600円	1,000円	920円

備考

- 児童の属する世帯が次に掲げる世帯の場合は、条例第12号別表2の規定にかかわらずそれぞれ次表に掲げる保育料月額とする。
  - 「母子世帯等」- 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
  - 「在宅障害児（者）のいる世帯」- 次に掲げる児（者）を有する世帯をいう

- ア 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者
  - イ 療育手帳制度要綱（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号）の規定により療育手帳の交付を受けた者
  - ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 条）の規定による特別児童扶養手当の支給を受けた者
  - エ 国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）の規定により障害基礎年金を受けた者
  - オ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- (3) 「その他の世帯」 - 保護者の申請に基づき、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に定める要保護者等、特に生活に困窮していると町長が認めた世帯

保 育 料 月 額		
階層区分	2号・3号認定	
	3歳未満児	
	保育標準時間	保育短時間
第2階層	0円	0円
第3階層	4,370円	4,320円
第4階層	7,000円	6,900円

- 2 2号認定・3号認定（保育認定）を受けた子どもの同一世帯に、保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害時短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合においては、入園している最年長の子どもから順に数え2人目以降の保育料は0円とする。
- 3 町民税所得割課税額が、2号認定・3号認定（保育認定）を受けた子どもの世帯は57,700円未満である時は、生計を一にする子の年齢にかかわらず、最年長の子どもから順に数え2人目以降の保育料は半額とする。なお、母子世帯等は最年長の子どもから順に数え2人目以降は0円とする。
- 4 町民税所得割課税額が169,000円未満である世帯は、生計を一にする子の年齢にかかわらず、最年長から順に数え2人目以降で3号認定（保育認定）を受けた0歳から2歳児の保育料は0円とする。
- 5 階層区分の認定に当たっては、入園児童と同一の世帯に属して生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。）の全てについて、それらの者の課税額の合計額により行うものとする。なお、ここでいう家計の主宰者とは、次の全てを満たす者とする。
  - (1) 入園児童を税の算定上扶養控除の対象としている者
  - (2) 入園児童を健康保険等において扶養家族としている者
  - (3) 世帯において最多収入、最多納税者である者